

## 特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の 解除面積
口谷東12 生産緑地地区	口谷東3丁目 地内	約 4,285 m <sup>2</sup>
合 計 1地区		約 4,285 m <sup>2</sup>
		約 0.43 ha

「区域は解除図表示のとおり」